

随時更新

広域通信制高等学校 基礎資料 1

(広域通信制高等学校関係法令・現状等)

○通信制高等学校について	1
○広域通信制高等学校 制度概要	3
○関係法令	6
・広域通信制課程に関する関係法令（抄）	6
・高等学校通信教育規程	12
・技能連携制度に関する関係法令（抄）	15
・高等学校学習指導要領（抄）	20
○通信制高等学校の現状	21
・学校数・生徒数	
・入学生の内訳	
・生徒の就業状況	
・生徒の退学理由	
・特別な支援を必要とする生徒	
・在籍生徒の年齢構成	
・進路別卒業状況	
・入学した動機・理由	
・広域通信制高等学校一覧（平成28年5月時点）	23
・広域通信制高等学校設置数の推移	27
・広域通信制高校に置かれる施設数一覧（平成27年12月緊急点検結果）	28

通信制高等学校について

- 高等学校の通信制教育は、戦後、就業等のために全日制高校に進学できない青年に後期中等教育の機会を提供するものとして定時制教育とともに制度化され、高校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で、大きな役割を果たしてきた。
- 経済社会の変化に伴い、近年においては、働きながら学ぶ勤労青年の数が減少する一方、通信制高等学校の生徒については、
- ・ 全日制課程からの進路変更等に伴う転入学・編入学者（中途退学経験者）
 - ・ 中学校までの不登校経験者など自立に困難を抱える者
 - ・ 過去に高等学校教育を受ける機会がなかった者
- など、様々な入学動機や学習歴を持つ者が多くなっており、制度発足当初とは著しく異なった様相を生じている。
- 高等学校生徒の多様化が進む中であって、多様な学習スタイルを可能とする通信制高等学校は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割を増している。
- とりわけ、自分のペースで学べる通信制の教育は、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きく期待されるようになっている。

通信制高等学校に関する制度の経緯について

- 昭和23年 「学校教育法」施行
- ・通信教育は当初、国語の1教科のみで実施（全日制の課程又は定時制の課程の一部として開始）
- 昭和30年 「高等学校通信教育の実施科目の拡充ならびに同通信教育による卒業について」（文部事務次官通達）
- ・通信教育のみによる高等学校卒業が可能となる。
- 昭和31年 「高等学校通信教育規程」施行
- 昭和37年 「学校教育法」の改正。「高等学校通信教育規程」の全部改正
- ・通信制の課程の制度化。独立通信制、広域通信制の制度化
 - ・技能教育施設制度の創設
- 昭和42年 「学校教育法施行令」及び「技能教育施設の指導等に関する規則」の改正
- ・技能教育施設の指定基準の緩和（800時間以上の課程から680時間以上の課程とする等）
- 昭和45年 「学校教育法」の改正
- ・広域通信制の課程について、政令で定める事項（学校の設置廃止、課程の設置廃止等）以外の事項については、文部科学大臣の承認を要しないものとした。
- 昭和58年 「学校教育法」の改正
- ・広域通信制の課程について、文部科学大臣の「承認」を「届出」とした。
- 平成 元年 「学校教育法」の改正
- ・定時制の課程、通信制の課程の修業年限が「4年以上」から「3年以上」に改められる。
 - ・技能教育施設の指定を「文部大臣」から「都道府県教育委員会」に権限移譲。
- 平成15年 「構造改革特別区域法」の施行
- ・株式会社立学校の制度化
- 平成16年 「高等学校通信教育規程」の改正
- ・基準の大綱化（通信制の課程の生徒数に応じた教員の増等の基準を削除し、都道府県において設定することとする等）
- 平成18年 「高等学校通信教育規程」の改正
- ・特区（学校施設の自己所有要件の緩和）の全国化に伴い、他の教育施設の利用を制度化。

広域通信制高校に関する制度概要

○制度上の位置づけ

高等学校	全日制の課程（修業年限 3 年）		各種学科
	定時制の課程（修業年限 3 年以上）		
	通信制の課程 （修業年限 3 年以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>広域の通信制の課程</u>※ ・ 上記以外 	

※ 3 以上の都道府県において生徒募集を行うもの

○設置廃止等の認可

設置者	認可権者
・ 市（指定都市を除く）町村	都道府県教育委員会（①）
・ 指定都市	—（都道府県教育委員会に事前届出）
・ 都道府県	—
・ 学校法人	都道府県知事（②）
・ 株式会社	特区認定地方公共団体の長（③）

○広域通信制の課程に係る文部科学大臣への届出又は報告

【届出】

上記①②③が以下の事項について認可を行うとき並びに指定都市又は都道府県が以下の事項を行うときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出※が必要（学校教育法第 5 4 条第 3 項、施行令第 2 4 条の 2 等）。

- ・ 学校の設置及び廃止
- ・ 通信制の課程の設置及び廃止
- ・ 設置者の変更
- ・ 学則記載事項の変更（以下の事項の変更に限る）
 - 修業年限に関する事項
 - 収容定員及び職員組織に関する事項
 - 通信教育を行う区域に関する事項
 - 通信教育について協力する学校に関する事項

※昭和 5 7 年の学教法改正により、事前承認制から事前届出制に変更。

【報告】

以下のときには、文部科学省への報告が必要。

- ・都道府県教育委員会が設置する広域通信制の課程に関する名称又は位置を変更したとき（学校教育法施行令第26条等）
- ・都道府県教育委員会、都道府県知事又は特区認定地方公共団体が、広域通信制の課程に関する名称又は位置の変更の届出を受けたとき（学校教育法第27条の2等）

○通信制の課程にかかる基準等

1. 高等学校通信教育規程

高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準

- ・通信教育の方法等
- ・協力校
- ・通信制の課程の規模
- ・教諭の数等、事務職員の数
- ・施設及び設備の一般的基準
- ・校舎の面積、校舎に備えるべき施設、校具及び教具
- ・他の学校等の施設及び設備の使用
- ・定時制の課程又は他の通信制の課程との併修

2. 高等学校学習指導要領

（第1章総則 第7款通信制の課程における教育課程の特例）

各教科・科目における添削指導、面接指導等の標準 等

※この他にも、高等学校一般に適用される基準等がある。

○通信制教育に係る他の教育施設との連携（広域に限らない）

【協力校（高等学校通信教育規定第3条）】

通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者の定めるところにより、実施校の行う面接指導、試験等に協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）。

協力校は、実施校に代わって添削指導を行うことはできない。

【技能教育施設（学校教育法第55条等）】

実施校の校長は、通信制の課程に在籍する生徒が、教育委員会が指定した技能教育施設において教育を受けている場合、その学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

通信制高等学校の指導体制の現状

県外(広域通信制)

- 添削**
 - 面接**
 - 試験**
- 高校通信教育の実施校の教員
 実施校以外の学校・教育施設の教員、指導員等



当該通信制高校の施設

当該通信制高校(実施校)の施設

- 本校**
- 通信教育を実施する高等学校(実施校)の本拠となる施設
 - (当該校の)教員を配置し、添削指導・添削課題サポートや面接指導・試験を実施
- 面接指導等のための施設(学習センター等)**
- 高等学校通信教育規程第11条により、他の学校等の施設及び設備を使用することが可能。
 - 本校へのスクーリングが困難な生徒のために置かれたサテライト施設
 - 実施校の教諭が添削課題サポート・面接指導・試験を実施

当該通信制高校(実施校)に協力・連携する施設

- 協力校【高等学校通信教育規程第3条】**
- 実施校の行う面接指導・試験に協力する他の高等学校
 - その校舎等を使用して実施校の教員が面接指導・試験を実施、協力校の教諭がこれに協力など
- 技能教育施設【学校教育法第55条】**
- 都道府県教委の指定を受け、その実施する技能教育の学修成果を、連携する高校の一部の教科の履修とみなし得るものとされた教育施設
 - 技能教育施設の指導者が技能教育を実施
 - その施設の一部を使用して、実施校の教諭が面接指導等を行うことも可

サポート校【法令上の根拠なし】

- 通信制高校に在籍する生徒が添削課題に取り組む際のサポート等を行う施設
- 週2~5日のスクーリング等により、全日制高校に似た環境を提供できる点を、アピールポイントとするものもあり
- サポート校が特定の通信制高校と提携し、両者が渾然一体となった管理運営が行われる等の不適切な事例もあり。

広域通信制課程に関する関係法令（抄）

■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（略）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第一百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～④ （略）

第五十三条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③ 市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

■学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（略）は、次のとおりとする。

一 （略）

二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止

三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止

四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更

五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設

六～八 （略）

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十 高等学校の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

② （略）

（法第五十四条第三項の政令で定める通信制の課程）

第二十四条 法第五十四条第三項の政令で定める高等学校の通信制の課程（法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）は、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものとする。

（法第五十四条第三項の政令で定める事項）

第二十四条の二 法第五十四条第三項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 学校の設置及び廃止

二 通信制の課程の設置及び廃止

三 設置者の変更

四 学則の記載事項のうち文部科学省令で定めるものに係る変更

（私立学校の目的の変更等についての届出等）

第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則（高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき。

- 二 高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするとき。
 - 三 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
 - 四 特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。
 - 五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。
 - 六 校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。
- 2 都道府県知事は、広域の通信制の課程を置く私立の高等学校について前項第一号の届出で名称の変更又は位置の変更（当該課程に係るものに限る。）に係るものを受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

■学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（略）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
 - 二 部科及び課程の組織に関する事項
 - 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
 - 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
 - 五 収容定員及び職員組織に関する事項
 - 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
 - 八 賞罰に関する事項
 - 九 寄宿舎に関する事項
- ② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。
- 一 通信教育を行う区域に関する事項

二 通信教育について協力する高等学校に関する事項

- ③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第一百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。

- ② 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。
- ③ 私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第六条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えることについての届出は、届出書に、その事由及び時期を記載した書類並びに当該校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第七条 分校（私立学校の分校を含む。第十五条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 一 事由
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則の変更事項
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

第十条 学級の編制についての認可の申請は、認可申請書に、各学年ごとの各学級別の生徒の数（数学年の生徒を一学級に編制する場合にあつては、各学級ごとの各学年別の生徒の数とする。本条中以下同じ。）を記載した書類を添えてしなければならない。

- ② 学級の編制の変更についての認可の申請は、認可申請書に、変更の事由及び時期並びに変更前及び変更後の各学年ごとの各学級別の生徒の数を記載した書類を添えてしなければならない。

第十一条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、

短期大学の学科若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第七条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第十二条 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第七条各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- ② 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育に関する規程の変更についての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。
- ③ 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに生徒又は学生の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第十三条 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての認可の申請は、認可申請書に、第七条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第十四条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関係する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第三条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

第十五条 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止又は高等専門学校学科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第十六条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十四条の二第四号の

文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項第一号（修業年限に関する事項に限る。）及び第五号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

- ② 学校教育法施行令第二十四条の二に規定する事項についての認可の届出は、認可申請書に係る書類の写しを添えてしなければならない。

第十七条 学校教育法施行令第二十六条第三項の規定による都道府県の教育委員会の報告は、報告書に、市町村の教育委員会からの届出に係るものについては当該届出に係る書類の写しを、当該都道府県の設置する高等学校に係るものについては変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

第十八条 学校教育法施行令第二十七条の二第二項の規定による都道府県知事の報告は、報告書に当該届出に係る書類の写しを添えてしなければならない。

第十九条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手續その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十四条第四項の規定に基づき、高等学校通信教育規程（昭和三十一年文部省令第三十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（趣旨）

- 第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和三十二年文部省令第十一号）に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。
- 2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。
- 3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（通信教育の方法等）

- 第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。
- 2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。
- 3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

（協力校）

- 第三条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、当該実施校の行なう通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「協力校」という。）を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。
- 2 協力校は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行なう面接指導及び試験等に協力するものとする。

（通信制の課程の規模）

- 第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

- 第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。
- 3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(事務職員の数)

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(施設及び設備の一般的基準)

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
 - 二 図書室、保健室
 - 三 職員室
- 2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。
 - 3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。
 - 4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

(校具及び教具)

第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合には、当該生徒が一部の科目の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。

技能連携制度に関する関係法令（抄）

■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十五条の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

2 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

■学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第五十五条の規定による指定（第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。）を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

第三十三条 指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。
- 二 修業年限が一年以上であり、年間の指導時間数が六百八十時間以上であること。
- 三 技能教育を担当する者（実習を担当する者を除く。）のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は六年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。
- 四 技能教育の内容に文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。
- 五 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

第三十三条の二 都道府県の教育委員会は、法第五十五条の規定による指定をするときは、連携科目等（当該指定に係る技能教育のための施設における科目のうち同条に規定する措置の対象となるもの及び当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部（文部科学省令で定める区分によるものとする。）をいう。以下同じ。）を併せて指定しなければならない。

第三十三条の三 都道府県の教育委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた技能教育のための施設（以下「指定技能教育施設」という。）の名称、所在地及び連携科目等を公示しなければならない。

第三十四条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会（以下「施設指定教育委員会」という。）に届け出なければならない。

2 指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指定教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

3 施設指定教育委員会は、第一項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があつたとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十五条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、施設指定教育委員会に対し、その旨及び廃止の時期を届け出なければならない。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十六条 施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設が第三十三条各号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除することができる。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十七条 施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設について、第三十三条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査し、及び当該指定技能教育施

設の設置者に対し、当該指定技能教育施設における技能教育に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

第三十八条 第三十二条から前条までに規定するもののほか、指定の申請の手續その他指定に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第三十九条 第三十二条から前条までの規定は、中等教育学校の後期課程の定時制の課程（法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。）又は通信制の課程に係る技能教育のための施設について準用する。この場合において、第三十三条第一号及び第四号並びに第三十三条の二中「高等学校」とあるのは、「中等教育学校の後期課程」と読み替えるものとする。

■技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第八号）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条の二第一項及び第八十八条並びに学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十三条第四号及び第五号、第三十四条及び第三十八条の規定に基づき、技能教育施設の指定等に関する規則を次のように定める。

（施設指定の申請）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「令」という。）第三十二条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会（以下「施設所在地教育委員会」という。）の定めるところにより、施設所在地教育委員会に申請しなければならない。

（文部科学大臣が定める高等学校の教科等）

第二条 令第三十三条第四号の文部科学大臣が定める高等学校の教科は、高等学校の職業に関する教科とする。

2 令第三十三条第五号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数を二十をもつて除して得た数以上であること。
- 二 科目ごとに同時に技能教育を受ける者の数が、十人以上であること。
- 三 高等学校の教科に相当する内容の技能教育を行なうために必要な施設及び設備を有すること。

四 運営の方法が適正であること。

(文部科学省令で定める高等学校の教科の区分)

第三条 令第三十三条の二の文部科学省令で定める区分による教科の一部は、教科に属する科目とする。

(内容変更の届出事項)

第四条 令第三十四条の規定により内容変更の届出をしなければならない事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 技能教育のための施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 三 技能教育の種類
- 四 技能教育の種類ごとの修業年限及び科目ごとの年間の指導時間数
- 五 技能教育を受ける者の数
- 六 その他施設所在地教育委員会が定める事項

2 令第三十四条の規定による届出は、届出書に、変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

(連携措置をとることができる科目)

第五条 高等学校の校長は、第二条第一項の教科に属する科目について学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置（以下「連携措置」という。）をとることができる。高等学校のその他の教科に属する科目で、指定を受けた技能教育のための施設（以下「指定技能教育施設」という。）における技能教育の科目に対応するものとして文部科学大臣が適当と認めるものについても、同様とする。

2 前項後段の文部科学大臣が適当と認める科目は、官報で告示する。

(連携)

第六条 連携措置をとろうとする高等学校の校長及び指定技能教育施設の設置者は、協議して、あらかじめ、令第三十三条の二の連携科目等の指導計画その他連携措置に必要な計画を定めなければならない。

2 高等学校の校長は、指定技能教育施設における科目のうち連携措置の対象となるもの（次条において「連携措置に係る科目」という。）の学習に関し、当該指定技能教育

施設の設置者に対して、必要な指導及び助言を与えることができる。

(単位の修得の認定等)

第七条 高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、あわせて指定技能教育施設において前条の計画に基づき連携措置に係る科目を学習し、その成果が試験その他の方法により当該科目に対応する高等学校の科目の目標に達していると認めるときは、所定の単位の修得を認定することができる。

2 前項の規定により校長が修得を認定することのできる単位数の合計は、当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数の二分の一以内とする。

(中等教育学校の後期課程に係る技能教育施設の指定等)

第八条 第一条から前条までの規定は、中等教育学校の後期課程に係る技能教育のための施設について準用する。この場合において、「高等学校」とあるのは「中等教育学校の後期課程」と読み替えるものとする。

高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）（抄）

第1章 総則

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、第1款から第6款まで（第4款、第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては、各学校が定めるものとする。

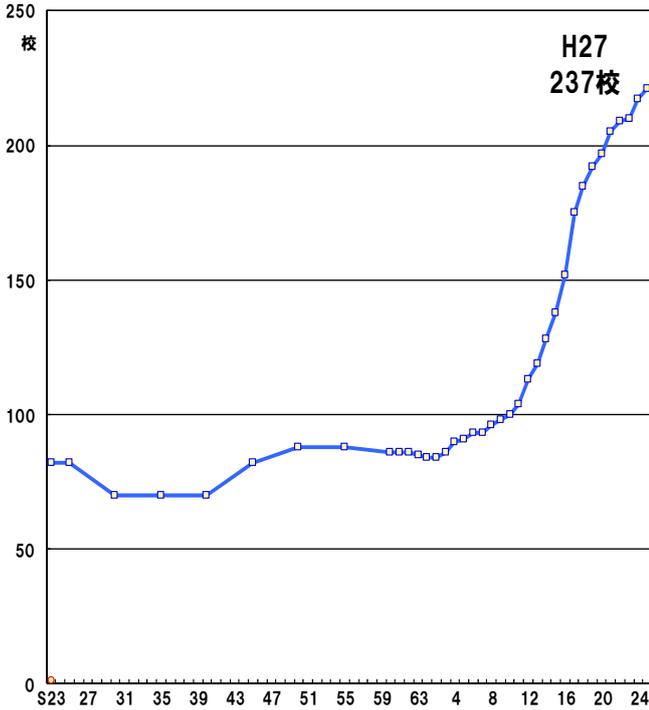
各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語，地理歴史，公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

- 2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- 3 面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- 4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送，テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。
- 5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

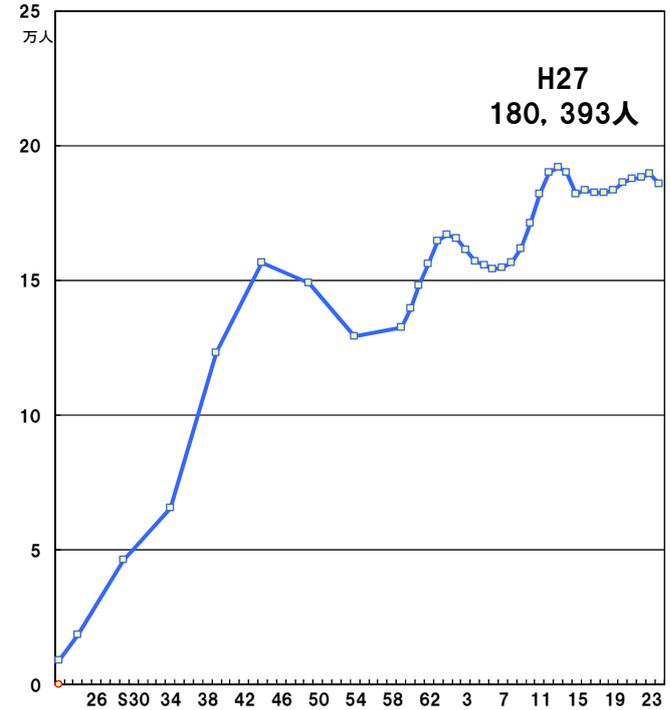
通信制高等学校の現状

○学校数・生徒数

学校数

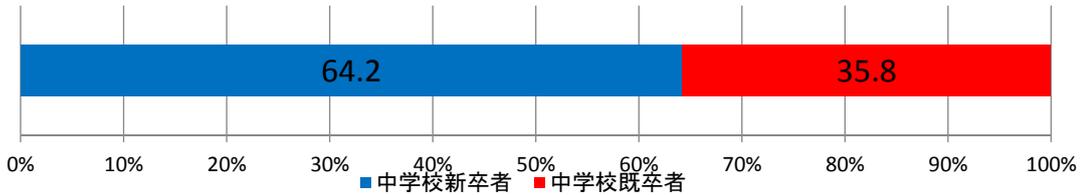


生徒数



文部科学省「学校基本調査（平成27年度）」

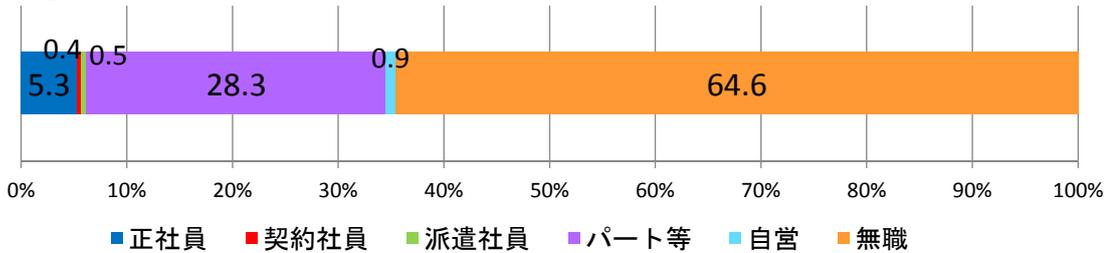
○入学生の内訳



出典:平成23年度文部科学省委託事業「高等学校定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」
(公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会)

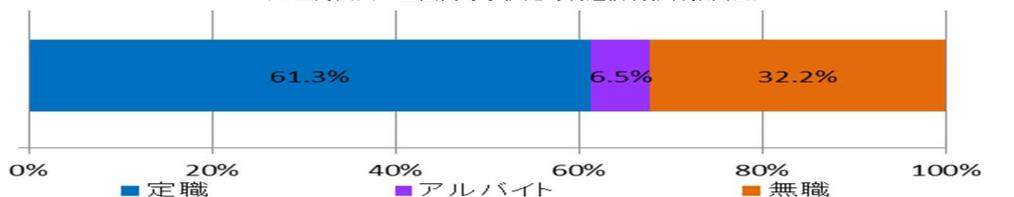
○生徒の就業状況

【H23年度】



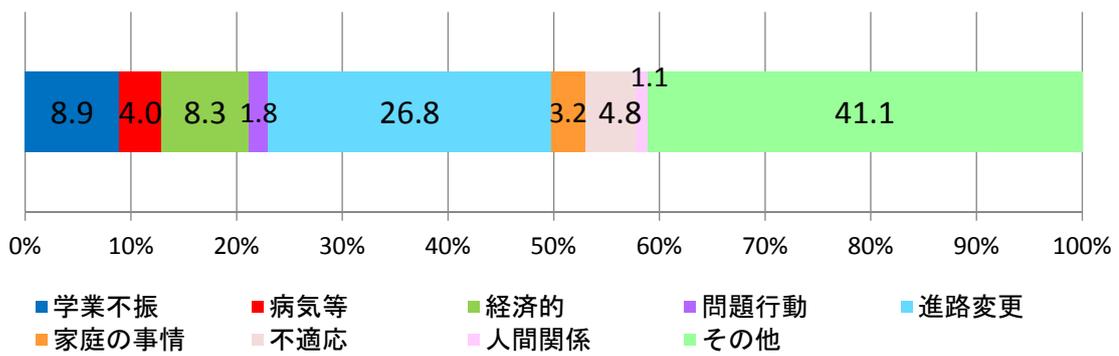
出典:平成23年度文部科学省委託事業「高等学校定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」
(公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会)

【S57年度】



文部科学省調べ

○生徒の退学理由(H22年度)

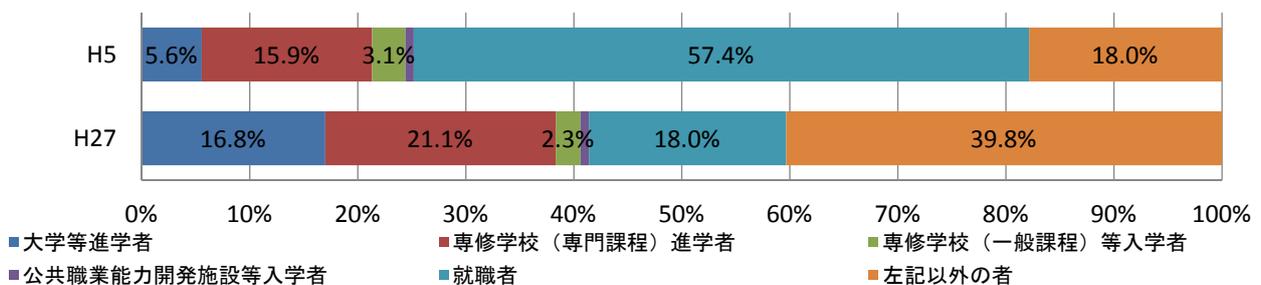


○特別な支援を必要とする生徒

特別な支援		学習障害		発達障害	
6,400人	8.5%	1,015人	1.5%	2,038人	3.0%

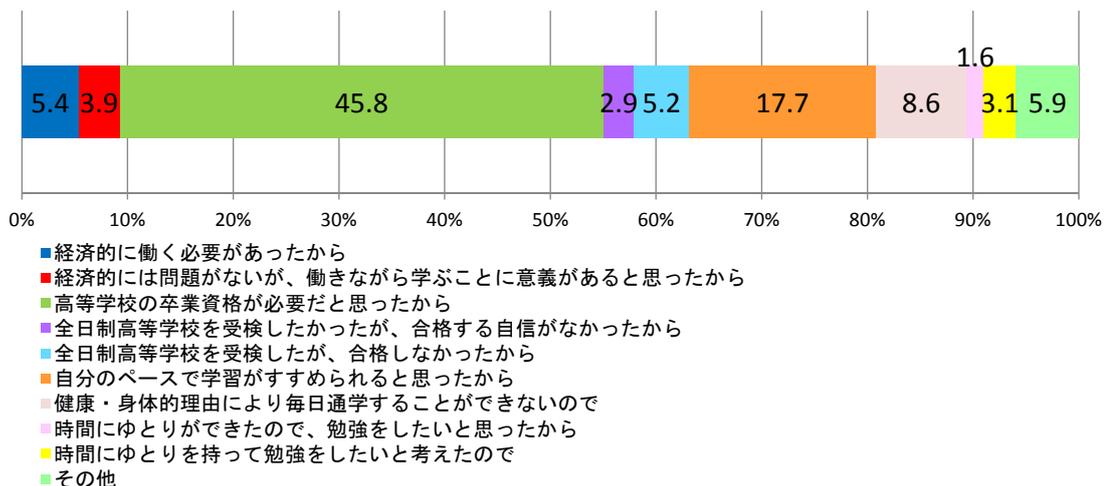
出典：平成23年度文部科学省委託事業「高等学校定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」
(公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会)

○学科別進路別卒業状況



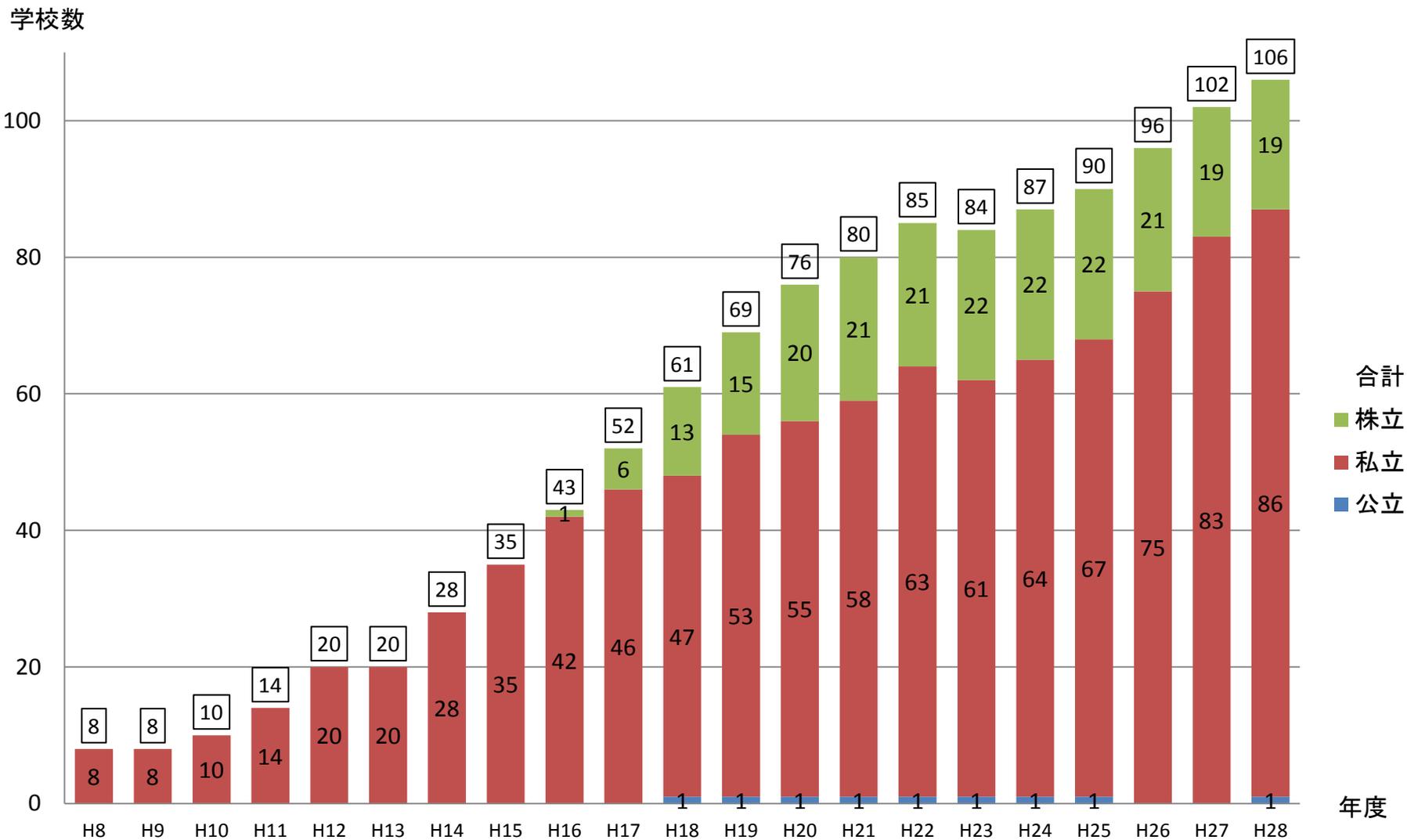
文部科学省「学校基本調査」

○入学した動機・理由



出典：平成23年度文部科学省委託事業「高等学校定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」
(公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会)

○広域通信制高校設置数の推移



広域通信制高校一覧
(平成27年12月24日調査・平成28年5月更新)

表中青着色部は株式会社立学校
赤着色部は募集停止(予定を含む。)

所在都道府県	設置年度	学校名 (設置者名)	通信教育を行う区域	収容定員	備考
1 北海道	H4	クラーク記念国際高等学校 (学校法人創志学園)	39都道府県	12,480	
2 北海道	H11	星槎国際高等学校 (学校法人国際学園)	47都道府県及び外国	5,500	
3 北海道	H22	とわの森三愛高等学校 (学校法人酪農学園)	34都道府県	480	
4 北海道	H23	札幌自由が丘学園三和高等学校 (株式会社札幌自由が丘教育センター)	47都道府県	240	和寒町所轄
5 北海道	H27	北海道芸術高等学校 (学校法人恭敬学園)	38都道府県	1,350	27法人化
6 青森県	H10	青森山田高等学校 (学校法人青森山田学園)	4道県	210	
7 宮城県	H14	仙台育英学園高等学校 (学校法人仙台育英学園)	10都道県	700	
8 宮城県	H26	仙台白百合学園高等学校 (学校法人白百合学園)	10都道県	240	
9 福島県	H18	大智学園高等学校 (株式会社コーチングスタッフ)	13都県	3,000	川内村所轄
10 福島県	H19	聖光学院高等学校 (学校法人聖光学院)	6県	300	
11 茨城県	H12	翔洋学園高等学校 (学校法人翔洋学園)	17都県	4,200	
12 茨城県	H15	つくば開成高等学校 (学校法人つくば開成学園)	45都道府県	4,800	
13 茨城県	H16	晃陽学園高等学校 (学校法人晃陽学園)	10都県	1,020	
14 茨城県	H16	鹿島学園高等学校 (学校法人鹿島学園)	22都府県	4,000	
15 茨城県	H17	第一学院高等学校高萩校 (株式会社ウィザス)	47都道府県及び外国	6,000	高萩市所轄
16 茨城県	H18	ルネサンス高等学校 (ルネサンス・アカデミー株式会社)	47都道府県及び外国	3,300	大子町所轄
17 茨城県	H19	東豊学園つくば松実高等学校 (株式会社東豊学園)	47都道府県	1,500	つくば市所轄
18 栃木県	H18	日々輝学園高等学校 (学校法人開桜学院)	47都道府県	2,000	25法人化
19 群馬県	H16	学芸館高等学校 (学校法人大成学園)	10都県	2,100	29募停予定
20 埼玉県	H14	志学会高等学校 (学校法人志学会学院)	6都県	420	
21 埼玉県	H14	武蔵野星城高等学校 (学校法人小池学園)	6都県	420	
22 埼玉県	H14	松栄学園高等学校 (学校法人松山学園)	6都県	1,080	
23 埼玉県	H14	霞ヶ関高等学校 (学校法人山口学院)	6都県	600	
24 埼玉県	H14	国際学院高等学校 (学校法人国際学院)	6都県	240	
25 埼玉県	H16	清和学園高等学校 (学校法人一川学園)	4都県	360	
26 埼玉県	H17	大川学園高等学校 (学校法人大川学園)	6都県	1,080	
27 埼玉県	H17	創学舎高等学校 (株式会社愛郷舎)	47都道府県	600	深谷市所轄

28	千葉県	H15	わせがく高等学校 (学校法人早稲田学園)	34都府県	1,440	
29	千葉県	H20	あずさ第一高等学校 (学校法人野田鎌田学園)	16都道府県	2,700	
30	千葉県	H19	東葉高等学校 (学校法人船橋学園)	7都県	360	
31	千葉県	H26	中央国際高等学校 (学校法人中央国際学園)	47都道府県	1,800	
32	千葉県	H26	敬愛大学八日市場高等学校 (学校法人長戸路学園)	7都県	240	
33	千葉県	H27	明聖高等学校 (学校法人花沢学園)	47都道府県	1,200	
34	東京都	S38	日本放送協会学園高等学校 (学校法人日本放送協会学園)	47都道府県及び外国	20,000	
35	東京都	S39	科学技術学園高等学校 (学校法人科学技術学園)	47都道府県及び外国	13,000	
36	東京都	S50	東海大学付属望星高等学校 (学校法人東海大学)	47都道府県	3,000	
37	東京都	H10	北豊島高等学校 (学校法人北豊島学園)	5都県	2,400	
38	東京都	H11	立志舎高等学校 (学校法人立志舎)	5都県	1,800	
39	東京都	H15	日出高等学校 (学校法人日出学園)	8都県	1,470	
40	東京都	H17	聖パウロ学園高等学校 (学校法人聖パウロ学園)	30都道県	720	
41	東京都	H17	国土館高等学校 (学校法人国土館)	47都道府県	900	
42	東京都	H24	大原学園高等学校 (学校法人大原学園)	8都県	720	
43	石川県	H16	美川特区アットマーク国際高等学校 (株式会社アットマーク・ラーニング)	47都道府県	1,050	白山市 所轄
44	山梨県	H11	日本航空高等学校 (学校法人日本航空学園)	47都道府県	3,000	
45	山梨県	H12	駿台甲府高等学校 (学校法人駿台甲府学園)	35都道府県	2,000	
46	山梨県	H16	自然学園高等学校 (学校法人自然学園)	20都道県	360	
47	山梨県	H27	甲斐清和高等学校 (学校法人伊藤学園)	5都県	240	
48	長野県	H14	地球環境高等学校 (学校法人吉沢学園)	8都県	480	
49	長野県	H18	さくら国際高等学校 (学校法人上田煌桜学園)	19都府県	1,300	27法人化
50	長野県	H20	天龍興譲高等学校 (学校法人どんぐり向方学園)	5都県	240	
51	長野県	H26	コードアカデミー高等学校 (学校法人信学会)	5都県	240	
52	長野県	H19	創造学園高等学校 (学校法人創造学園)	5都県	360	
53	岐阜県	H20	ぎふ国際高等学校 (学校法人電波学園)	4県	720	28狭域化 予定
54	岐阜県	H24	中京高等学校 (学校法人安達学園)	47都道府県	1,000	
55	愛知県	H23	ルネサンス豊田高等学校 (ルネサンス・アカデミー株式会社)	47都道府県及び外国	3,000	豊田市 所轄
56	三重県	H15	徳風高等学校 (学校法人三重徳風学園)	10府県	720	

57	三重県	H17	代々木高等学校 (株式会社代々木高校)	47都道府県及び外国	6,000	志摩市 所轄
58	三重県	H18	ウイツ青山学園高等学校 (株式会社ウイツ)	47都道府県	1,200	伊賀市 所轄
59	滋賀県	H20	ECC学園高等学校 (株式会社 ECC)	47都道府県	600	高島市 所轄
60	京都府	H15	京都共栄学園高等学校 (学校法人共栄学園)	4府県	300	
61	京都府	H24	京都外大西高等学校 (学校法人京都外国語大学)	22府県	1,000	
62	京都府	H26	京都廣学館高等学校 (学校法人南京都学園)	6府県	360	
63	京都府	H27	京都美山高等学校 (学校法人両洋学園)	6府県	800	
64	大阪府	S39	向陽台高等学校 (学校法人早稲田大阪学園)	34都府県	24,000	
65	大阪府	H4	八洲学園高等学校 (学校法人八洲学園)	13都府県	3,000	
66	大阪府	H5	長尾谷高等学校 (学校法人東洋学園)	7府県	3,100	
67	大阪府	H14	YMCA学院高等学校 (学校法人大阪YMCA)	15都府県	1,750	
68	大阪府	H26	ルネサンス大阪高等学校 (株式会社ルネサンス・アカデミー)	47都道府県及び外国	3,000	大阪府、 大阪市所轄
69	兵庫県	H25	AIE国際高等学校 (株式会社エーアイイー)	47都道府県	600	淡路市 所轄
70	兵庫県	H20	相生学院高等学校 (富士コンピュータ株式会社)	47都道府県	1,200	相生市 所轄
71	兵庫県	H20	第一学院高等学校養父校 (株式会社ウィザス)	47都道府県及び外国	6,000	養父市 所轄
72	奈良県	H21	飛鳥未来高等学校 (学校法人三幸学園)	32都道府県	5,640	
73	奈良県	H25	奈良女子高等学校 (学校法人白藤学園)	6府県	100	
74	奈良県	H27	日本教育学院高等学校 (学校法人奈良岡村学園)	3府県	465	
75	和歌山県	H22	慶風高等学校 (学校法人田原学園)	47都道府県	300	
76	和歌山県	H27	高野山高等学校 (学校法人高野山学園)	47都道府県	900	
77	和歌山県	H28	和歌山南陵高等学校 (学校法人南陵学園)	47都道府県	900	28. 4開設
78	島根県	H19	明誠高等学校 (学校法人益田永島学園)	36都府県	240	
79	岡山県	H12	岡山理科大学付属高等学校 (学校法人加計学園)	8県	600	
80	岡山県	H26	鹿島朝日高等学校 (学校法人みつ朝日学園)	47都道府県	240	26法人化 28校名変更
81	岡山県	H27	興譲館高等学校 (学校法人興譲館)	47都道府県	240	
82	広島県	H12	東林館高等学校 (学校法人喜田学園)	17都府県	300	
83	広島県	H16	並木学院高等学校 (学校法人英数学館)	18県	1,300	
84	広島県	H20	師友塾高等学校 (株式会社文学の館)	47都道府県	600	尾道市 所轄
85	山口県	H20	精華学園高等学校 (学校法人精華学園)	47都道府県及び外国	1,800	

86	山口県	H22	松陰高等学校 (学校法人松陰学園)	47都道府県及び外国	900	
87	香川県	H24	高松中央高等学校 (学校法人高松中央高等学校)	18県	360	
88	香川県	H25	禅林学園高等学校 (学校法人禅林学園)	47都道府県	300	
89	愛媛県	H15	今治精華高等学校 (学校法人今治精華学園)	47都道府県	900	
90	愛媛県	H18	日本ウェルネス高等学校 (学校法人タイケン国際学園)	47都道府県	600	
91	愛媛県	H19	未来高等学校 (学校法人河原学園)	43都道府県	900	
92	福岡県	S43	福智高等学校 (学校法人福智学園)	18府県	5,700	
93	福岡県	H19	近畿大学附属福岡高等学校 (学校法人近畿大学)	22府県	1,500	27募停
94	福岡県	H21	明蓬館高等学校 (株式会社アットマーク・ラーニング)	47都道府県	1,050	川崎町 所轄
95	福岡県	H26	第一薬科大学付属高等学校 (学校法人都築学園)	23都府県	1,500	
96	長崎県	H28	こころ未来高等学校 (学校法人第二岩永学園)	12都府県	600	28.4開設
97	熊本県	H17	勇志国際高等学校 (学校法人青叡舎学院)	47都道府県	2,000	22法人化
98	熊本県	H17	くまもと清陵高等学校 (株式会社 ふりーだむ)	47都道府県	900	南阿蘇市 所轄
99	熊本県	H20	一ツ葉高等学校 (株式会社 I am success.)	47都道府県	1,000	山都町 所轄
100	大分県	H22	府内高等学校 (学校法人府内学園)	47都道府県	240	
101	大分県	H27 (広域としての 設置年 度)	大分県立爽風館高等学校 (大分県)	3県(うち2県は一部の地域)	960	28.3 狭域→広域
102	鹿児島県	H17	屋久島おおぞら高等学校 (学校法人KTC学園)	47都道府県	10,000	
103	鹿児島県	H22	神村学園高等部通信制課程 (学校法人神村学園)	47都道府県	600	
104	沖縄県	H12	八洲学園大学国際高等学校 (学校法人八洲学園)	47都道府県	5,000	
105	沖縄県	H26	ヒューマンキャンパス高等学校 (学校法人佐藤学園)	47都道府県及び外国	2,400	
106	沖縄県	H28	N高等学校 (学校法人角川ドワンゴ学園)	47都道府県及び外国	10,000	28.4開設
	沖縄県	審査中	つくば開成国際高等学校 (学校法人つくば開成学園)	47都道府県	3,000	

学校数
 法人立 86校
 株立 19校
 公立 1校

総収容定員
 (開設前を除く) 238,625

広域通信制高校に置かれる施設数一覧

都道府県	設置者	No.	学校名	本校以外の自校の施設	協力校	連携する技能教育施設	サポート校	事務のための施設	計
北海道	私	1	クラーク記念国際高校(学校法人 創志学園)	34	10	56	6	0	106
	私	2	星槎国際高校(学校法人 国際学園)	19	4	31	3	0	57
	私	3	北海道芸術高校(学校法人 恭敬学園)	0	0	0	6	0	6
	私	4	とわの森三愛高等学校(学校法人 酪農学園)	0	0	0	0	0	0
	株	5	札幌自由が丘学園三和高等学校(株式会社 札幌自由が丘教育センター)	0	0	0	4	0	4
青森県	私	6	青森山田高校(学校法人 青森山田学園)	1	1	0	0	0	2
宮城県	私	7	仙台育英学園高校(学校法人 仙台育英学園)	3	1	0	0	0	4
	私	8	仙台白百合学園高等学校(学校法人 白百合学園)	0	0	0	0	0	0
福島県	私	9	聖光学院高等学校(学校法人 聖光学院)	0	0	0	0	0	0
	株	10	大智学園高等学校(株式会社 コーチング・スタッフ)	1	0	0	6	0	7
茨城県	私	11	翔洋学園高校(学校法人 翔洋学園)	8	16	0	15	0	39
	私	12	つくば開成学園高校(学校法人 つくば開成学園)	19	9	0	60	0	88
	私	13	晃陽学園高校(学校法人 晃陽学園)	2	0	0	5	0	7
	私	14	鹿島学園高校(学校法人 鹿島学園)	12	39	4	187	0	242
	株	15	第一学院高等学校 高萩本校(株式会社 ウィザス)	1	0	0	47	0	48
	株	16	ルネサンス高校(ルネサンス・アカデミー株式会社)	0	0	0	2	1	3
	株	17	東豊学園つくば松実高等学校(株式会社 つくば東豊学園)	0	0	3	37	1	41
栃木県	私	18	日々輝学園高校(学校法人 開桜学院)	5	0	0	0	0	5
群馬県	私	19	学芸館高校(学校法人 大成学園)	3	1	0	0	0	4
埼玉県	私	20	武蔵野星城高校(学校法人 小池学園)	0	0	0	0	0	0
	私	21	松栄学園高校(学校法人 松山学園)	2	0	0	0	0	2
	私	22	国際学院高校(学校法人 国際学院)	1	0	0	0	0	1
	私	23	霞ヶ関高校(学校法人 山口学院)	0	0	0	0	0	0
	私	24	志学会高等学校(学校法人 志学会学院)	0	0	0	0	0	0
	私	25	清和学園高校(学校法人 一川学園)	0	0	0	0	0	0
	私	26	大川学園高等学校(学校法人 大川学園)	0	0	1	0	0	1
	株	27	創学舎高校(株式会社 愛郷舎)	0	0	0	0	1	1
千葉県	私	28	わせがく高校(学校法人 早稲田学園)	15	3	0	27	0	45
	私	29	東葉高校(学校法人 船橋学園)	0	0	0	0	0	0
	私	30	あずさ第一高校(学校法人 野田鎌田学園)	10	0	3	11	0	24
	私	31	敬愛大学八日市場高等学校(学校法人 長戸路学園)	0	0	0	4	0	4
	私	32	中央国際高等学校(学校法人 中央国際学園)	0	8	1	14	0	23
	私	33	明聖高等学校(学校法人 花沢学園)	0	0	0	3	0	3
東京都	私	34	日本放送協会学園高校(学校法人 日本放送協会学園)	2	34	0	0	0	36
	私	35	科学技術学園高校(学校法人 科学技術学園)	2	25	27	0	0	54
	私	36	東海大学付属望星高校(学校法人 東海大学)	2	12	7	0	0	21
	私	37	北豊島高校(学校法人 北豊島学園)	1	0	0	0	0	1
	私	38	立志舎高校(学校法人 立志舎)	0	0	0	0	0	0
	私	39	日出高校(学校法人 日出学園)	0	0	0	0	0	0
	私	40	聖パウロ学園高校(学校法人 聖パウロ学園)	0	9	0	0	0	9
	私	41	国土館高校(学校法人 国土館)	0	0	0	0	0	0
	私	42	大原学園高校(学校法人 大原学園)	0	0	0	0	0	0
	株	43	美川特区アットマーク国際高校(株式会社 アットマーク・ラーニング)	2	0	0	1	1	4
山梨県	私	44	日本航空高校(学校法人 日本航空学園)	4	2	6	91	0	103
	私	45	駿台甲府高校(学校法人 駿河台西学園)	12	11	2	3	0	28
	私	46	自然学園高校(学校法人 自然学園)	9	0	0	0	0	9
	私	47	甲斐清和高等学校(学校法人 伊藤学園)	0	0	0	0	0	0
	私	48	地球環境高校(学校法人 吉沢学園)	3	5	6	0	0	14
長野県	私	49	さくら国際高等学校(学校法人 上田煌桜学園)	0	0	1	83	0	84
	私	50	天龍興譲高校(学校法人 どんぐり向方学園)	0	0	0	0	0	0
	私	51	創造学園高等学校(学校法人 創造学園)	1	0	0	0	0	1
	私	52	コードアカデミー高等学校(学校法人 信学会)	1	1	0	0	0	2
岐阜県	私	53	ぎふ国際高等学校(学校法人 電波学園)	2	0	0	0	0	2
	私	54	中京高等学校(学校法人 安達学園)	0	0	0	2	0	2
愛知県	株	55	ルネサンス豊田高等学校(ルネサンス・アカデミー株式会社)	1	0	0	2	1	4
三重県	私	56	徳風高校(学校法人 三重徳風学園)	1	1	4	0	0	6
	株	57	ウィッツ青山学園高等学校(株式会社 ウィッツ)	0	0	0	40	0	40
	株	58	代々木高等学校(株式会社 代々木高校)	0	0	0	88	0	88

滋賀県	株	59	ECC学園高等学校(株式会社 ECC)	0	0	0	29	0	29
京都府	私	60	京都共栄学園高校(学校法人 共栄学園)	0	0	0	2	0	2
	私	61	京都外大西高等学校(学校法人 京都外国語大学)	0	0	0	0	0	0
	私	62	京都廣学館高等学校(学校法人 南京都学園)	0	0	0	0	0	0
大阪府	私	63	京都美山高等学校(学校法人 両洋学園)	0	0	0	0	0	0
	私	64	向陽台高等学校(学校法人 早稲田大阪学園)	0	50	21	0	0	71
	私	65	八洲学園高等学校(学校法人 八洲学園)	1	1	8	4	0	14
	私	66	長尾谷高校(学校法人 東洋学園)	4	0	2	0	0	6
	株	67	YMCA学院高等学校(学校法人 大阪YMCA)	0	6	3	5	0	14
兵庫県	株	68	ルネサンス大阪高等学校(ルネサンス・アカデミー株式会社)	0	0	0	2	1	3
	株	69	第一学院高等学校養父本校(株式会社 ウィザス)	1	0	0	45	0	46
	株	70	相生学院高等学校(富士コンピュータ販売株式会社)	10	0	0	17	0	27
奈良県	株	71	AIE国際高等学校(株式会社 エーアイイー)	0	0	0	3	0	3
	私	72	飛鳥未来高等学校(学校法人 三幸学園)	10	0	0	0	0	10
	私	73	奈良女子高等学校(学校法人 白藤学園)	0	0	0	0	0	0
和歌山県	私	74	日本教育学院高等学校(学校法人 奈良岡村学園)	1	0	0	0	0	1
	私	75	慶風高等学校(学校法人 田原学園)	0	1	0	8	0	9
島根県	私	76	高野山高等学校(学校法人 高野山学園)	3	0	0	15	0	18
	私	77	明誠高等学校(学校法人 益田永島学園)	6	1	0	3	0	10
岡山県	私	78	岡山理科大学附属高校(学校法人 加計学園)	0	3	0	0	0	3
	私	79	朝日塾国際高等学校(学校法人 みつ朝日学園)	1	0	0	0	0	1
	私	80	興譲館高等学校(学校法人 興譲館)	0	1	0	4	0	5
広島県	私	81	東林館高校(学校法人 喜田学園)	1	0	0	11	0	12
	私	82	並木学院高校(学校法人 英数学館)	1	0	0	4	0	5
	株	83	師友塾高等学校(株式会社 文学の館)	0	0	0	2	0	2
山口県	私	84	精華学園高等学校(学校法人 山口精華学園)	69	0	0	0	0	69
	私	85	松陰高等学校(学校法人 山口松陰学園)	37	1	0	0	0	38
香川県	私	86	高松中央高等学校(学校法人 高松中央高等学校)	0	0	0	13	0	13
	私	87	禅林学園高等学校(学校法人 禅林学園)	0	0	0	0	0	0
愛媛県	私	88	今治精華高校(学校法人 今治精華学園)	2	0	0	56	0	58
	私	89	日本ウェルネス高等学校(学校法人 タイケン学園)	11	0	0	54	0	65
	私	90	未来高等学校(学校法人 河原学園)	2	0	0	38	0	40
福岡県	私	91	福智高校(学校法人 福智学園)	0	19	6	0	0	25
	私	92	近畿大学附属福岡高等学校(学校法人 近畿大学)	0	7	0	0	0	7
	私	93	第一薬科大学附属高等学校(学校法人 都築学園)	3	1	0	2	0	6
	株	94	川崎特区アットマーク明蓬館高等学校(株式会社 アットマーク・ラーニング)	1	0	0	25	1	27
熊本県	私	95	勇志国際高等学校(学校法人 青叡舎学院)	4	0	0	16	0	20
	株	96	くまもと清陵高等学校(株式会社 ふりーだむ)	0	0	1	0	0	1
	株	97	一ツ葉高等学校(株式会社 I am success.)	1	0	0	7	0	8
大分県	私	98	府内高等学校(学校法人 府内学園)	1	0	0	0	0	1
鹿児島県	私	99	屋久島おおぞら高校(学校法人 KTC学園)	0	0	24	21	0	45
	私	100	神村学園高等部(学校法人 神村学園)	1	0	0	3	0	4
沖縄県	私	101	八洲学園国際高校(学校法人 八洲学園)	0	0	1	36	0	37
	私	102	ヒューマンキャンパス高等学校(学校法人 佐藤学園)	9	0	0	32	1	42
計				359	283	218	1204	8	2072